

はじめに

平成 23 年 4 月より高崎市は中核市となり、屋外広告物に係る事務権限が群馬県より移譲されました。

また、これに先立つ平成 21 年 4 月、本市は、景観法にもとづく景観行政団体として、「地域力で創る輝きの都市—高崎市景観計画」を策定しました。

そこで、本市は、この景観計画を遵守し、地域の良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、高崎市屋外広告物条例を制定し、より美しい景観まちづくりに取り組みます。

目次

1	高崎市屋外広告物制度の概要	1 ページ
2	景観と調和した屋外広告物	2
3	屋外広告物とは	4
4	地域の区分	5
	高崎市における禁止地域・場所	6
5	地域別基準 禁止地域	8
	第 1 種許可地域	10
	第 2 種許可地域	12
6	その他の広告物の個別基準	14
7	適用除外広告物	17
8	許可申請の流れ	20
9	許可期間と手数料	22
10	違反広告物に対する措置、罰則	23
11	屋外広告業の登録	24
	※ 高崎市の景観形成の方向性	25
12	景観 × 広告ガイドライン	26